## 令和7年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

( 国土交通省 国土政策局 離島振興課 )

|   |   |   |                           |  |  |   |  | 工父进有  | <b>国工</b>   | 可能员                                   | 恢興                 | <b>詳</b>   |
|---|---|---|---------------------------|--|--|---|--|---|---|---------------------------------------|--------------------|--|
| ] | 項 | 目 | 名                         | 離島振  | 興対策』   | 実施地域(   | こおけ  | る工業用  | 機械等に係ん  | る割増値                                  | 賞却制                | 度の延  |
| 7 | 税 |   | 目                         | 所得税.   | 、法人稅   | ź   |  |   |   |                                       |                    |  |
|   |   |   | 項進振るに却といる。                | 振興4項を進出を<br>乗りででででででです。<br>ままれるでででできます。<br>ままれるできます。<br>ままれるできます。<br>ままれるできます。<br>まれるできます。<br>まれるできます。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできまする。<br>はいるできままない。<br>はいるできまない。<br>はいるできまない。<br>はいるできまない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるできない。<br>はいるでもない。<br>はいるできない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるでもない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるないるない。<br>はいるないるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるないるない。<br>はいるないるない。<br>はいるないるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいるない。<br>はいなななななななななななななななななななななななななななななななななななな | 規定になる。定案、原質を表現である。   | 基づき、<br>た区域内<br>れた水区域<br>豊 ( ) 属設備                        | 都のな物では、<br>がある。<br>おいない。<br>おいる。<br>おいる。<br>おいる。<br>おいる。<br>おいる。<br>おいる。<br>おいる。<br>おい | F県が策定<br>【(過疎地<br>く)にお<br>「売業、情<br>「動限度額    | のうち、離ける、<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は | 興計画に<br>展市町材<br>又は個ノ<br>業等に係<br>置にあっ  | こ産業<br>対計に通<br>系るに | 養振興促<br>国の<br>国用<br>設備<br>関<br>開<br>投<br>発<br>で<br>で<br>き<br>で<br>き<br>で<br>き<br>で<br>き<br>の<br>に<br>き<br>の<br>に<br>う<br>に<br>う<br>に<br>う<br>の<br>に<br>う<br>に<br>う<br>に<br>う<br>に<br>う<br>に<br>う<br>に<br>う |
|   |   |   | (1) 5                     | 造業・旅<br>対象<br>①資本金<br>物の取  | 5, 000<br>得等   |   |  |   | 战・装置、建<br>装置、建物   |                                       |                    |  |
|   | 要 |   | (2) <u>l</u>              | の新増<br>取得価額<br>一の設備  | 設に係る<br>の下限値<br>を構成  | る取得等<br>直   |  |   | 価額の合計   |                                       |                    |  |
|   | 望 |   | 資本金                       | 以上であ<br>∶の規模<br><del>└</del> 価額  | 5, 000   | 万円以下<br>万円以上  | 5,   | 000 万円超                                     | 1億円以下   |                                       | 億円                 | 超  |
|   | の |   | 2. 農村                     | 林水産物<br>対象   | 等販売ӭ   | 業・情報→   |  | ス業等   | 装置、建物   | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , |                    |  |
|   | 内 |   | 2                         | の取得<br>資本金!  | 等<br>5,000万<br>に係る取  | 円超の事<br>得等  |  |   | 表置、建物・  |                                       |                    |  |
|   | 容 |   | -                         | 双骨価額<br>一の設備<br>る場合  | を構成す   | 型<br>する減価値  | 賞却資  | 産の取得 <sup>。</sup>                           | 価額の合計が  | š 500 J                               | 万円以                | 以上であ   |
|   |   |   | 【関係系<br>・離島<br>(所得<br>(法人 | 振與<br>無與<br>無與<br>無<br>無<br>無<br>無<br>無<br>無<br>無<br>無<br>無<br>無<br>無<br>無<br>無  | 特別措置<br>2 特別<br>特別、<br>特別<br>特別<br>特別<br>特別<br>明<br>明<br>特別<br>第<br>明<br>明<br>明<br>明<br>明<br>明<br>明<br>明<br>明<br>明<br>明<br>明<br>明<br>明<br>明<br>明<br>明<br>明 | 置法第 12<br>置法第 23<br>置法施項及7<br>置法第 45<br>置法施 項及7<br>24 項及7 | 令第6<br>が第1<br>第第第<br>条第2<br>で第2<br>で第2<br>で第2<br>で第2<br>で第2<br>で第2<br>で第2<br>で         | 条の3第<br>4項<br>5条の13<br>3項柱書及<br>3条の9第<br>5項 | が表第3号<br>14項第3号<br>第8項及び<br>数3号<br>15項第3号   | ·、第 1<br>第 9 項<br>号、第 1               | 6 項第               |  |
|   |   |   |                           | 柤柷   | 特別措面   | 直法施行规   | <b>克則第</b>   |   | 6 第 8 項及で<br>減収見込額  | 外男 9 項                                | <u> </u>           | 百万円  |
|   |   |   |                           |  |  |   |  | (制度自作                                       | 本の減収額)  | (                                     | ▲20                | 0 百万円<br>の内数)  |
|   |   |   |                           |  |  |   |  | (改正均  | 曽減収額)   | (                                     | _                  | 百万円)   |

## (1) 政策目的

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。

そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、 離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図るこ とにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。

## (2) 施策の必要性

離島においては、四方を海に囲まれていることにより、本土に比べて人の往来及び生活に必要な物資の輸送等に要する費用が多額になるなど、多くの社会的・自然的条件不利性を抱えており、島内の事業所数は全国平均よりも大幅な減少傾向が続いている。また、社会減による人口流出・人口減少も続いており、離島振興法の目的である無居住離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図るためには、島内での事業活動の継続・拡大を図ることで、島内の雇用を維持し、人口減少を最小限度に防止することが必要である。

特に、離島の特産物等、離島ならではの特性を生かした地域経済の活性化を底支えしている製造業及び農林水産物等販売業、また離島の交流人口の増加の重要な位置付けである旅館業は、離島の事業所数・従業者数のうち多くを占める基幹産業である。また、四方を海に囲まれた離島においては、デジタル技術の活用が特に有用であり、ICT などの新技術の実装を図るスマートアイランドの取組を推進してきたところ、情報サービス業等は、雇用の維持・拡大はもとより、離島の地域課題解決に寄与することで、定住促進・人口減少の抑止が期待される重要な産業である。こうした主要産業において事業継続・拡大を図ることが必要である。

現在、本税制の対象である全ての離島振興対策実施地域において、都道府県が定める離島振興計画に産業振興事項が規定されており、これまで、本税制特例措置を活用した民間投資も増加傾向で推移して厳しい状況を示している。この点、令和5年の離島振興法改正において離島振興計画に産業振興事項が追れたことも踏まえ、産業振興を図るため、予算措置も通じて離島への企業誘致等に取り組んでいるが、近年特に事業所数の落ち込みが大きく、離島においる雇用の場が失われている。離島にとって重要な島内での事業者の事業継続・事業拡大を図るため、地域内の事業者による投資を促進するとともに、地域外からの投資の呼び込みを促す必要があり、その効果的な手段である本特例措置が引き続き必要である。

| 今回の要望(租税特別措置)に関党 | 合 理 性 | 政策体系<br>における<br>政策目的の<br>位置付け | 政策目標 10・・・国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に<br>関する情報の整備<br>政策目標 39・・・離島等の振興を図る<br>業績指標 108・・・離島地域の総人口   |
|------------------|-------|-------------------------------|--|
|                  |       | 政 策 の<br>達成目標                 | (政策体系における政策目的に係る目標)<br>離島振興対策実施地域の令和 14 年度末の人口を 263 千人以上と<br>する。<br>(租税特別措置により達成しようとする目標) 【新設】<br>測定指標 離島地域における事業所数<br>目標値 事業所数の今後 5 年間の増減率が直近 5 年間の増減<br>率を上回ることを目標とする。 |
| に関連する事項          |       | 租税特別措<br>置の適用又<br>は延長期間       | 2年間(令和7年4月1日~令和9年3月31日)  |

設・拡

新

充又は

延

長

を必要とする

理

由

| •           |                                 |   |
|-------------|---------------------------------|---|
|             | 同上の期間中の達成目標                     | 【既設分】<br>離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。<br>離島振興対策実施地域の人口<br>令和4年度:333千人 →令和14年度:目標値263千人<br>平成25年度~令和4年度の離島振興対策実施地域の人口減少率<br>に全国の人口減少傾向を加味して算出した令和14年度末の当該<br>地域の人口推計値は263千人である。そのため、人口減少を最<br>小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とす<br>る。<br>【新設分】<br>離島振興対策実施地域の事業所数の減少傾向を改善する。<br>本税制の対象地域における事業所数の今後5年間の増減率が<br>直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。<br>(平成28年~令和3年の本税制の対象地域における事業所の<br>減少率から算出した令和8年度の事業所数は780事業所である。 |
|             | 政策目標の                           | 事業所の減少を最小限度に阻止する観点から、今後5年間の増減率が直近5年間増減率を上回る目標値とする。)<br>離島地域では、高齢化の進展と人口流出による人口減少が続い   |
|             | 達成状況                            | ており、令和5年度の人口は325千人であった。   |
|             | 要 望 の<br>措 置 の<br>適用見込み         | 地方公共団体が策定した産業の振興に関する計画に記載された<br>設備投資の件数等から、以下のとおりの適用を見込んでいる。<br>令和6年度 2件<br>令和7年度 2件<br>令和8年度 2件  |
| 有           | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)          | 本特例措置は、離島にとっての基幹産業又は成長産業であり、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置により設備投資が促進されることで、事業者の事業継続又は事業拡大が図られ、離島における就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれる。<br>実際に本税制の存在が企業の離島への進出や離島での事業拡大の後押しとなった事例も見られ、また、設備投資の結果、島内の生産年齢人口の約2割に相当する雇用を生み出した事例も見られており、本税制は離島における就業機会の確保や人口減少傾向の改善に寄与している。   |
|             | 当該要望項<br>目以外の税<br>制上の措置         | 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置<br>(減収補填措置 : 事業税、不動産取得税及び固定資産税)<br>(関係法令)<br>・離島振興法第 20 条<br>・離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴<br>う措置が適用される場合等を定める省令  |
| 相<br>当<br>性 | 予算上の<br>措置等の<br>要求内容<br>及び金額    | ①公共事業予算の一括計上 44414 百万円<br>②離島活性化交付金 1208 百万円<br>③離島振興調査費 166 百万円<br>(令和7年度概算要求額)  |
|             | 上記の予算<br>上の措置等<br>と要望項目<br>との関係 | 離島振興に係る予算上の措置は、主に国、地方公共団体等が<br>水産基盤や道路等の社会基盤整備、海上輸送費の軽減、観光の<br>推進等を行うものである。また、自治体が実施する企業誘致活<br>動等に関しては令和5年度より予算上の支援を行っているが、<br>これは事業者の設備投資等の資金繰りに対する支援ではなく、<br>自治体が実施する企業誘致のための計画策定やプロモーション   |

|                     | 1                                    |   |
|---------------------|--------------------------------------|---|
|                     |                                      | 等のソフト事業に対する支援措置であり、誘致のための素地を<br>培うものである。<br>それに対して、本特例措置は、事業者に対し、各種の事業の<br>立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進すること<br>で、事業の継続・拡大を図り、就業機会の確保を図ることを目<br>的として実施するものであり、支援目的が異なることから、両<br>者の間に代替性はないばかりか、むしろ予算・税制が一体とな<br>って効果を発揮するものである。<br>離島は、四方を海等で囲まれ、他の地域に比して厳しい自然  |
|                     | 要望の措置<br>の 妥 当 性                     | 的社会的条件を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、<br>法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させる<br>ためのインセンティブを与えることが必要である。<br>れを実現する施策として、当該措置が妥当である。<br>離島振興対策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上<br>や離島活性化交付金等の非公共事業等を行っているが、雇用を<br>は主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を<br>創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。<br>また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振<br>興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置<br>である。 |
| これまでの租税特別           | 租税特別<br>措 置 の<br>適用実績                | 適用件数 適用額 減収額 令和3年 32件 57百万円 13百万円 (28件) (94百万円) (21百万円) 令和4年 31件 47百万円 11百万円 (36件) (67百万円) (15百万円) 令和5年 27件 38百万円 9百万円 (41件) (79百万円) (18百万円) ※「適用件数」及び「適用額」は関係都道県への調査での確認書をもとに算出。 ※「減収額」は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。 ※括弧内は前回要望時の見込値  |
| 特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租特透明化<br>法に基づく<br>適 用 実 態<br>調 査 結 果 | 〈令和4年度調査結果〉 ①租税特別措置法の条項第45条 ②適用件数 令和2年度:8件 令和3年度:7件 令和4年度:12件 ③適用総額 令和2年度:42百万円 令和3年度:43百万円 令和4年度:45百万円   |
| に関連する事項             | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)            | 本特例措置は、離島にとっての基幹産業又は成長産業であり、離島振興において特に重要な業種に係る設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資が活発化し、事業の継続・拡大が図られ、離島における就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれる。<br>実際に本税制の存在が企業の離島への進出や離島での事業拡大の後押しとなっており、また、設備投資の結果、島内の生ており、本税制が離島における就業機会の確保や人口減少傾向の改善に寄与している。  |
|                     | 前回要望時<br>の達成目標                       | 離島振興対策実施地域の令和7年度末の人口を 315 千人以上と<br>する。  |

| T     |  |
|-------|--|
| 前回要望時 |  |
| からの達成 | 令和5年度の人口は 325 千人であり、現時点では令和7年度                               |
| 度及び目標 | の目標値を上回っているものの、令和3~5年度の人口減少率                                 |
|       | は過去 10 年間よりも高くなっており、同様のペースで人口減少                              |
| に達してい | が進んだ場合、令和7年度には目標値を下回る見込みであることから、目標達成に向けて引き続き支援が必要である。        |
| ない場合の | とから、日保廷队に向けて引き続き又抜か必安である。                                    |
| 」 理 由 |  |
|       | 平成5年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ〇)                                 |
|       | 平成7年度 適用期限の2年延長  |
|       | 平成9年度 適用期限の2年延長  |
|       | 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加)                                       |
|       | 平成 11 年度   適用期限の 2 年延長                                       |
|       | 平成 13 年度 適用期限の 2 年延長   |
|       | 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア)                                       |
|       | を追加)   |
|       | 平成 15 年度   適用期限の 2 年延長                                       |
|       | 拡充(農林水産物等販売業を追加)   |
|       | 除外(ソフトウェア業を除外)<br>平成 17 年度 適用期限の 2 年延長                       |
|       | 平成 17 年度   適用期限の 2 年延長<br>  平成 19 年度   適用期限の 2 年延長           |
|       | 千成 19 千度   週 円 期限 07 2 千延長   拡充 (取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 7 |
|       | 孤児(以待価倍安件を 2,300 万円超がら 2,000 万<br>円超に引下げ)                    |
|       | 平成 21 年度   適用期限の 2 年延長                                       |
|       | 平成 23 年度   適用期限の 2 年延長                                       |
| これまでの | 拡充(情報サービス業を追加)   |
| 要望経緯  | 除外(農林水産物等販売業を除外)   |
| 女主性神  | 平成 25 年度 割増償却への改組  |
|       | 拡充(農林水産物等販売業を追加)   |
|       | 拡充(取得価額用件を 2,000 万円超から 500 万円                                |
|       | 以上に引下げ(資本規模により異なる))  |
|       | 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区な  |
|       | ら全離島地区に拡充)   |
|       | 平成 27 年度   適用期限の 2 年延長   アポック 2 年延長                          |
|       | 平成 29 年度 適用期限の 2 年延長   |
|       | │令和元年度 適用期限の2年延長<br>│令和3年度 適用期限の2年延長                         |
|       | 〒和3年度  |
|       | こととの要件における取得価額を法人税法等の  |
|       | 規定による圧縮記帳の適用後の金額とする)   |
|       | 令和5年度 適用期限の2年延長  |
|       | (「過疎地域の持続的発展のための支援に関す  |
|       | る特別措置法」に基づく過疎税制適用地区を降  |
|       | 外)   |
|       |  |